



発行日 2026. 2. 24
Vol. 22

News Letter

ニュースレターVol. 22をお届けいたします。

陽だまりの中に少し春を感じられるようになりました。
本格的な春の訪れが待ち遠しく感じます。



「下請法」から「取適法」へ

文責 弁護士 岩永 隆之

○制度の改正

以前、弊所のニュースレターにて、下請代金支払遅延等防止法、所謂「下請法」の概要について計5回に渡ってご説明しました。この下請法は、令和7年5月23日に交付された、「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」により、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」、略して「取適法」として改正され、本年1月1日より施行されました。今回のニュースレターでは、「取適法」は従来までの「下請法」と何が違うのかについて、その概略をご説明します。

○下請法の概要

まず、「取適法」の説明の前に、これまでの「下請法」について、簡単におさらいします。下請法は、優越的な地位を濫用した商取引を規制する独占禁止法の補完法として、親事業者に対し、①発注内容等の書面の交付義務、②代金支払期日を定める義務、③取引関係書類の作成・保存義務、④遅延利息の支払義務を課し、親事業者の禁止行為として、①発注した物品等の受領を拒否すること、②下請代金の支払いを遅延すること、③下請代金を減額すること、④返品をすること、⑤買ったたきをすること、⑥購入・利用強制をすること、⑦報復措置を行うこと、⑧有償支給原材料等の対価を早期決済すること、⑨割引困難な手形を交付すること、⑩不当な経済上の利益を提供するよう要請すること、⑪不当に給付内容を変更、やり直しをさせること、を挙げていました。

目次:

「下請法」から「取適法」へ.....	1
団体交渉について③.....	3
事務員コラム.....	5

○規制される取引の範囲の拡大

では、この下請法は、法律の題名が「取適法」となる以外に、何が変更されたのでしょうか。まず、用語が変更されました。これまで、下請法のもとでは「下請代金」(親事業者が下請事業者の給付に対して支払うべき代金)と呼ばれていたものが、「製造委託等代金」に変更されました。また、「親事業者」が「委託事業者」へ、「下請事業者」が「中小受託事業者」へと変更されました。

続いて、規制対象範囲の拡大です。

下請法では、製造委託、修理委託、プログラムに係る情報成果物作成委託、運送・物品の倉庫における保管及び情報処理に係る役務提供委託の親事業者(委託事業者)は資本金3億円超、又は資本金1000万円超3億円以下とされていましたが、これに「常時使用する従業員300人超」という業者も加わりました。仮に、資本金が1000万円以下の事業者でも、常時使用する従業員が300人を超えていれば、取適法上の委託事業者に該当します。

対して、下請事業者(中小受託事業者)も、下請法上は資本金3億円以下、又は資本金1000万円以下とされていましたが、これに「常時使用する従業員が300人以下」という業者も加わることになりました。なお、この要件の下で取適法の規制が入る取引には、後述する「特定運送委託」取引も、新たに含まれます。

また、情報成果物作成委託(プログラム作成を除く)、役務提供委託(運送、物品の倉庫における保管及び情報処理を除く)の親事業者(委託事業者)は資本金5000万円超、又は資本金1000万円超5000万円以下とされていましたが、これに「常用使用する従業員100人超」という業者も加わりました。

対して、下請事業者(中小受託事業者)も、下請法上は資本金5000万円以下、又は資本金1000万円以下とされていましたが、これに「常時使用する従業員が100人以下」という業者も加わることになりました。

規制される取引も追加されました。下請法では、①製造委託、②修理委託、③情報成果物作成委託、④役務提供委託の4つの取引が適用対象となっていました。法改正により、取適法では①～④に加え、「⑤特定運送委託」という取引が規制の対象となりました。

この特定運送委託とは、事業者が、販売する物品、製造を請け負った物品又は作成を請け負った情報成果物が記載されるなどした物品について、その取引の相手方(当該相手方が指定する者を含む)に対して運送する場合に、その運送の行為を他の事業者へ委託することをいいます。

典型例を挙げれば、家電販売業者が顧客に家電を売った際に、その家電の運送業務を他業者に委託する場合があります。

上記の点について、図にまとめてみました。

- 物品の製造委託・修理委託・特定運送委託
- 情報成果物作成委託・役務提供委託(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に限る。)

委託事業者	⇒	中小受託事業者
・資本金3億円超		・資本金3億円以下
・資本金1000万円超3億円以下		・資本金1000万円以下
・常時使用する従業員300人超		・常時使用する従業員300人以下

- 情報成果物作成委託・役務提供委託(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理を除く。)

委託事業者	⇒	中小受託事業者
・資本金5000万円超		・資本金5000万円以下
・資本金1000万円超5000万円以下		・資本金1000万円以下
・常時使用する従業員100人超		・常時使用する従業員100人以下

○委託事業者の義務についての変更点

委託事業者に課せられた義務についても、いくつかの変更点があります。

下請法では、①発注内容等を明示する義務、②取引に関する書類等を作成・保存する義務、③支払期日を定める義務、④遅延利息を定める義務の4つの義務が、委託事業者(親事業者)に課されており、今回の改正で変更されたのは、以下の義務内容です。

まず、①発注内容等(給付の内容、代金額、支払期日、支払方法)を明示する義務ですが、委託事業者による電子メールなどによる明示は、中小受託事業者の承諾がなくても可能となりました。

電子メール等で明示した場合、中小受託事業者から書面の交付を求められたときは、遅滞なく書面を交付する必要がありますが、中小受託事業者の保護に支障を生ずることが無い場合には、必ずしも書面を交付する必要はありません。

続いて、④遅延利息を支払う義務についての変更点です。委託事業者が、支払期日までに製造委託等代金を支払わなかった場合、受領した日から起算して60日を経過した日から実際に支払が行われる日までの期間、その日数に応じ中小受託事業者に対して遅延利息(年率14.6%)を支払わなければならない義務がありますが、これに加え、委託事業者が中小受託事業者に責任が無いのに、発注時に決定した製造委託等代金の額を減じた場合、起算日から実際に減じた額の支払いをする日までの期間について、減じた額に対して遅延利息を支払う義務が新たに追加されました。この起算日は、減額を行った日又は中小受託事業者から給付を受領した日から起算して60日を経過した日のいずれか遅い日となります。

○委託事業者の禁止行為についての変更点

続いて、委託事業者の禁止行為についての変更点です。下請法では、委託事業者(親事業者)の禁止行為として、①発注した物品等の受領を拒否すること、②下請代金の支払いを遅延すること、③下請代金を減額すること、④返品をすること、⑤買ったたきをすること、⑥購入・利用強制をすること、⑦報復措置を行うこと、⑧有償支給原材料等の対価を早期決済すること、⑨割引困難な手形を交付すること、⑩不当な経済上の利益を提供するよう要請すること、⑪不当に給付内容を変更したりやり直しをさせること、が挙げられていました。

今回の改正で変更されたのは、以下の禁止行為です。

まず、②製造委託等代金の支払遅延禁止について、発注した物品等の受領日から、60日以内で定められている支払期日までに製造委託等代金を支払わないことが禁止されていますが、今回の法改正で、製造委託等代金の支払いとして手形を交付することや、電子記録債権や一括決済方式について、支払期日までに製造委託等代金に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用することも、支払遅延に該当し、禁止されました。

続いて、⑦報復措置の禁止について、下請法上も、委託事業者(親事業者)の違反行為を公正取引委員会、中小企業庁に通報したことを理由に、その中小受託事業者に対して取引数量の削減・取引停止など、不利益な取扱

いをするのが禁止されていましたが、今回の法改正により、上記通報先に「事業所管省庁」が加わりました。事業所管省庁とは、特定の事業分野を所管する国の行政機関を指します。例えば、医療業でしたら厚生労働省、運送業でしたら国土交通省が事業所管省庁になります。

さいごに、今回の法改正により、委託事業者の禁止行為として新たに加わったのが、協議に応じない一方的な代金決定行為です。委託事業者が、中小受託事業者から価格協議の求めがあつたにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に製造委託等代金を決定する行為が禁止されることになりました。例えば、中小受託事業者が代金額の値上げ協議を求めたにもかかわらず、これを無視したり拒否する行為です。他方で、委託事業者側が代金額の値下げを要請する場合において、中小受託事業者がその説明を求めたにもかかわらず、具体的な説明や根拠資料の提供をせずに代金額を引き下げる行為も禁止されます。

このように、今回の法改正によって、法規制の対象となる主体及び取引の範囲が拡大されたことに留まらず、委託事業者に課された義務や、禁止されている行為の内容についても変更が加えられましたので、取適法について何かご不明な点がある場合は、弊所までお問い合わせ頂きますようお願い致します。

以上

団体交渉について③

文責 弁護士 新富 崇央

1 はじめに

前回のニュースレターでは、労働組合との団体交渉を行うにあたり、使用者側に課せられた誠実交渉義務の内容について説明しました。今回は、団交事項について労使間で合意に至り、労働組合との間で労働協約を締結した場合に生じる効力を中心に解説していきます。

2 労働協約の規範的効力

労働組合法第16条は、「労働協約に定める労働条件その他の労働者の待遇に関する基準に違反する労働契約の部分は、無効とする。この場合において無効となった部分は、基準の定めるところによる。労働契約に定がない部分についても、同様とする。」と、労働協約の規範的効力を定めています。

この規定の意味するところは、労働協約にて定めた労働条件の基準に違反する労働契約や就業規則は無効となり、それにより無効となった部分や労働協約で定めた労働条件について労働契約に定めがない部分には、労働協約にて定めた労働条件の基準が適用されるということです。前者の効力(労働協約に違反する労働契約や就業規則の部分が無効とする効力)を、強行的効力、後者の効力(労働契約の内容を労働協約が直接補填する効力)を直律的効力と言います。

このように、労働協約には特殊かつ強力な効力が法律によって認められています。なお、これらの規範的効力が生じる範囲ですが、労働組合法第16条「労働条件その他の労働者の待遇」には、賃金、労働時間、休日、休暇、安全衛生、職場環境、災害補償、服務規律、懲戒、人事、休職、解雇、定年制、教育訓練、福利厚生などが含まれ、企業における労働者の個別的または集団的な取扱いのほとんど全てを含みうる広い概念とされています。

3 労働協約の債務的効力

労働協約には、前述のような労働組合法が特別に認めた効力の他にも、労働協約の契約としての効力も認められます。これを債務的効力といい、具体的には、使用者と労働組合間で定めた労使関係のルール(団体交渉の手続やルール、争議行為中のルール等)を設定したものが主な内容となります。これらのルールに違反した場合は、契約の一般原則に従い、損害賠償支払義務が生じる場合があります。

4 労働協約の効力拡張

それでは、このような労働協約の拘束力が及ぶ人的範囲はどこまでなのでしょう。原則論として、労働協約は労働協約を締結した労働組合の組合員にのみ効力が及び、それらの組合員以外の労働者には効力は生じません。

但し、労働組合法はこの原則に二つの例外を設けています。それが事業場単位の一般的拘束力(労働組合法第17条)と地域的な一般的拘束力(労働組合法第18条1項)と呼ばれる、労働協約の拡張適用の場面です。

まず前者については、当該事業場の4分の3以上の労働者が1つの組合に所属している場合には、非組合員にも効力が拡張されます。

続いて後者については、「一の地域において従業する同種の労働者の大部分が一の労働協約の適用を受けるに至ったときは、当該労働協約の当事者の双方又は一方の申立てに基づき、労働委員会の決議により、厚生労働大臣又は都道府県知事は、当該地域において従業する他の同種の労働者及びその使用者も当該労働協約の適用を受けるべきことの決定をすることができる」とされています。我が国においては、後者の規定が活用される場面は少ないですが、労働協約の効力が及ぶ人的範囲の例外として、頭に入れておきましょう。

5 労働協約の終了

労働組合法は、労働協約に有効期間の定めをする場合には、3年を超える期間を定めてはならないとし、3年より長い期間を定めている労働協約は3年の期間を定めた労働協約とみなされます(労働組合法第15条1項2項)。

期間の定めのない労働協約については、当事者の一方が署名または記名捺印した文書で90日前までに予告をすることによって解約することができます(労働組合法第15条3項4項)。

6 まとめ

今回のニュースレターでは、団交事項について労使間で合意に至り、労働協約が締結された場合の効力について説明致しました。要点としては、①労働協約には、労働協約と矛盾する従前の労働契約や就業規則を無効にし、労働協約の内容が労使間の労働条件に取って代わることの出来る強い効力が認められていること、②労働協約の効力は原則として労働協約を締結した労働組合員にのみ効力が及ぶが、その例外もあることです。このように、労働協約はその効力自体や効力が及ぶ範囲において、労使関係に大きな影響を与え得るものであるため、団体交渉の進行に関しては常にそのことを頭に入れながら、慎重に協議を進める必要があるものと言えます。

以上

事務員コラム

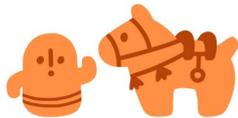
九州国立博物館で開催中の特別展「平戸モノ語り 松浦静山と熙の情熱」に行ってきましたので、ご紹介したいと思います。

江戸後期の長崎・平戸の地を治める、平戸藩9代目藩主松浦清(号は静山)と、その息子である10代目藩主熙が、正確な歴史を読み取り、後世に遺すという情熱のもとに収集し、記録し、守り伝えた「モノ」が展示されています。収集品のみならず、それらを記録した目録や、松浦家の家宝などを精緻な図にして記録した『家世修古図』も見応えがあります。

静山は『甲子夜話』、熙は『亀岡随筆』、『富寿之巻』という随筆などを残しており、その一部が展示されています。親子二人で書いた数は合わせて300冊を超えるそうです。『富寿之巻』の中にあつた、熙が父静山に対する不満を漏らしている内容には少しほっこりしました。

守り伝えられた「モノ」の物語と、守り伝えた二人の物語を体感できると思います。

九州国立博物館で3月15日(日)までです。



九州国立博物館

〒818-0118 福岡県太宰府市石坂4-7-2

午前9時30分～午後5時

毎週金・土曜日は午後8時まで夜間開館



弁護士法人岩永・新富法律事務所

長崎本店 〒850-0055 長崎市中町5番23号 大久保中町第二ビル2階

博多支店 〒812-0012 福岡市博多区博多駅中央街5-11第13泰平ビル6階601-1号室

電話、FAX、メールにてご相談を承っております。

何かございましたら、お気軽にお問い合わせください。

無料法律相談のお電話はこちら 長崎本店 095-829-2120
博多支店 092-292-3693

FAXの方はこちら 長崎本店 095-829-2121
博多支店 092-292-3694

メールの方はこちら 長崎本店 iwanaga-ta@ace.ocn.ne.jp
博多支店 iwanaga-sintomi@arrow.ocn.ne.jp